

(3) その他続柄の扶養申請

認定基準を満たしていることその他、下記条件全てに当てはまる者を扶養認定審査対象者とします。
また、下記に示す書類以外にも必要に応じて別途書類を提出いただく場合があります。

(条 件)

- ① 援助後の対象者の収入(援助額+収入)が援助後の被保険者の収入を上回らないこと
- ② 援助後の対象者の収入が生計費にあてられていることがわかること

ア. 被保険者の父母・祖父母の扶養申請

1. 無収入の場合

- 提出書類
- ・被扶養者異動届
 - ・住民票(3ヶ月以内の発行で世帯全員の続柄記載のあるもの)※住民票謄本
 - ・直近の課税、非課税証明書
 - ・被扶養者申請書
 - ・年金事務所および基金から発行される年金加入期間がわかる通知書
(年金受給対象年齢であって年金受給額が無い場合)
 - ・継続的(6ヶ月以上)な送金の事実が確認できるもの(別居の場合)
※ 手渡しは認められません。
 - ・配偶者の源泉徴収票(写)等(配偶者が被扶養者でない場合)

2. パート等収入がある場合

(条件) パート勤務者等の勤務時間、勤務日数が一般社員のおおむね 4 分の 3 未満であること。

- 提出書類
- ・被扶養者異動届
 - ・住民票(3ヶ月以内の発行で世帯全員の続柄記載のあるもの)※住民票謄本
 - ・直近の課税、非課税証明書
 - ・給与明細書(直近 6 ヶ月分の写)
 - ・被扶養者申請書
 - ・継続的(6ヶ月以上)な送金の事実が確認できるもの(別居の場合)
※ 手渡しは認められません。
 - ・配偶者の源泉徴収票(写)等(配偶者が被扶養者でない場合)

3. 年金等収入がある場合

- 提出書類
- ・被扶養者異動届
 - ・住民票(3ヶ月以内の発行で世帯全員の続柄記載のあるもの)※住民票謄本
 - ・直近の課税、非課税証明書
 - ・年金支給決定通知書の写または年金裁定通知書の写
 - ・被扶養者申請書
 - ・継続的(6ヶ月以上)な送金の事実が確認できるもの(別居の場合)
※手渡しは認められません。
 - ・配偶者の源泉徴収票(写)等(配偶者が被扶養者でない場合)

4. パート等収入及び年金等がある場合

(条件) パート勤務者等の勤務時間、勤務日数が一般社員のおおむね 4 分の 3 未満であること。

- 提出書類
- ・被扶養者異動届
 - ・住民票(3ヶ月以内の発行で世帯全員の続柄記載のあるもの)※住民票謄本
 - ・直近の課税、非課税証明書
 - ・年金支給決定通知書の写または年金裁定通知書の写
 - ・給与明細書(直近6ヶ月分の写)
 - ・被扶養者申請書
 - ・継続的(6ヶ月以上)な送金の事実が確認できるもの(別居の場合)
※ 手渡しは認められません。
 - ・配偶者の源泉徴収票(写)等(配偶者が被扶養者でない場合)

イ. 被保険者の弟妹の扶養申請

1. 16才未満の場合(義務教育終了まで)

- 提出書類
- ・被扶養者異動届
 - ・住民票(3ヶ月以内の発行で世帯全員の続柄記載のあるもの)※住民票謄本
 - ・被扶養者申請書
 - ・継続的(6ヶ月以上)な送金の事実が確認できるもの(別居の場合)
※ 手渡しは認められません。
 - ・配偶者の源泉徴収票(写)等(配偶者が被扶養者でない場合)

2. 16才以上学生の場合

- 提出書類
- ・被扶養者異動届
 - ・住民票(3ヶ月以内の発行で世帯全員の続柄記載のあるもの)※住民票謄本
 - ・学生証の写または在学証明書 ※入学許可書は不可
 - ・被扶養者申請書
 - ・継続的(6ヶ月以上)な送金の事実が確認できるもの(別居の場合)
※ 手渡しは認められません。
 - ・配偶者の源泉徴収票(写)等(配偶者が被扶養者でない場合)

3. 16才以上(学生以外)の場合

a. 病気の場合

- 提出書類
- ・被扶養者異動届
 - ・住民票(3ヶ月以内の発行で世帯全員の続柄記載のあるもの)※住民票謄本
 - ・被扶養者申請書
 - ・直近の課税、非課税証明書
 - ・医師の診断書
 - ・配偶者の源泉徴収票(写)等(配偶者が被扶養者でない場合)

b. 無職の場合

- 提出書類
- ・被扶養者異動届
 - ・住民票(3ヶ月以内の発行で世帯全員の続柄記載のあるもの) ※住民票謄本
 - ・被扶養者申請書
 - ・直近の課税、非課税証明書
 - ・配偶者の源泉徴収票(写)等(配偶者が被扶養者でない場合)

ウ. 被保険者の兄弟の扶養申請

- 提出書類
- ・被扶養者異動届
 - ・住民票(3ヶ月以内の発行で世帯全員の続柄記載のあるもの)※住民票謄本
 - ・被扶養者申請書
 - ・直近の課税、非課税証明書
 - ・年金支給決定通知書の写または年金裁定通知書の写
 - ・給与明細書(直近6ヶ月分の写)
 - ・継続的(6ヶ月以上)な送金の事実が確認できるもの(別居の場合)
 - ・配偶者の源泉徴収票(写)等(配偶者が被扶養者でない場合)

エ. 配偶者の父母他(同居)の扶養申請

- 提出書類
- ・被扶養者異動届
 - ・住民票(3ヶ月以内の発行で世帯全員の続柄記載のあるもの)※住民票謄本
 - ・被扶養者申請書
 - ・直近の課税、非課税証明書
 - ・年金支給決定通知書の写または年金裁定通知書の写
 - ・給与明細書(直近6ヶ月分の写)
 - ・配偶者の源泉徴収票(写)等(配偶者が被扶養者でない場合)